

この規約（以下「本利用規約」といいます）は、合同会社リアンが運営する子育て世帯支援事業【サポーターハウス】が提供する家事代行サービスのスタッフに関する条件を定めるものであり、本サービスに関わる全ての方に適用されます。登録する前に、本利用規約をよくお読みください。

## 第 1 条 定義

本利用規約の中で使用される次の各号の用語は、当該各号の意味を有するものとします。

1. 本事業：合同会社リアンの運営する子育て世帯支援事業【サポーターハウス】
2. ユーザー：所定の手続きにより、家事代行サービスをお願いする目的で本サービスのアカウント登録を行い、家事代行サービスを依頼する方（お客様）
3. サポーター：所定の手続きにより、家事をしたい目的で個人情報及びその他の情報を登録し、本事業が承認し家事代行サービスを委託される方（スタッフ）
4. 本サイト：本事業が提供する家事代行サービスにおいて本事業が運営するウェブサイト
5. 本サービス：本サイトからの申込みにより、本事業がユーザーに提供する家事代行サービス
6. 本契約：利用規約の諸規定に従って、本事業からの依頼業務を請け負う契約
7. 登録情報：本サイトにおける登録手続等により、サポーターが入力・提供した一切の情報

## 第 2 条 総則

1. 本利用規約は、サポーターが遵守すべき事項及びサポーターと本事業との関係を定めるものです。
2. サポーターは、本利用規約の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して登録するものとし、登録後は、本利用規約を遵守することに同意したものとみなします。
3. 本利用規約は、本事業の判断により事前の予告なく、変更・追加・削除されることがあります。本利用規約変更後にサポーターとして業務についた場合は、変更された本利用規約の内容に同意したものとみなされます。

## 第 3 条 登録

1. 登録手続きを行うことができるのは、サポーターになりたい本人に限ります。代理人による登録は認められません。
2. 登録を行うとするサポーターは、登録情報の入力にあたり、入力した情報が全て真実かつ正確であることを保証するものとします。登録情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合、サポーターは自己の責任において、14日以内に登録情報を修正又は変更するものとし、登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことによりサポーター損害が生じたとしても、本事業は一切の責任を負いません。
3. 登録しようとするサポーターは、本サイトより本事業の定める方法に従い登録の申込手続をとります。本事業は、サポーターが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、登録を承諾しないことがあります。
  1. 申込みにあたって本事業に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
  2. 本サービスにつき、登録の停止措置を受けたことがあり又は現在受けている場合
  3. 過去に、本契約その他本事業との間で締結した契約上の義務の履行を怠ったことがある場合、その他本契約上の義務の履行を怠るおそれがあると本事業が判断した場合
  4. 第14条第1項各号に該当すると本事業が判断した場合
  5. その他、本事業が申込みを適当でないと判断した場合
4. ユーザーによる依頼に応じたサポーターはマッチング成立したとみなし、成立後本事業はユーザーへサポーターの氏名の公開をします。

## 第 4 条 登録情報の管理

1. サポーターは、自己の責任において登録情報を管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。本事業は、当該登録の一致を確認した場合、当該登録をされた者として登録されたサポーターが本サービスを提供したものとみなします。
2. 登録の管理不十分又は第三者の使用等による損害の責任は、サポーターが負うものとし、本事業は一切の責任を負いません。
3. サポーターは、登録情報が盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を本事業に通知するとともに、本事業からの指示に従うものとします。

## 第 5 条 サービスの請負範囲

1. 本事業は、サポーターに対して、本サイトによりユーザーが所定の申込内容欄に入力した条件に従って本サービスを依頼します。対応可能なサービス内容については、本事業が本サイトに記載した内容とします。また、サービス内容によっては有資格者のみ請負可能な内容があります。
2. サポーターはサービス請負前日正午までに、本事業からの労働条件契約通知書に合意し、ユーザーにサービスを提供するものとします。  
労働条件契約通知書はマッチング成立ごとに発行され、サポーターはその都度、合意のもと職務に就くことができるものとします。
3. 本サービスを請負するために必要な情報端末、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、サポーターの費用と責任において行うものとします。
4. 本サービスの請負については、本人確認の有無・登録情報の有無、労働条件契約通知書の合意の有無、その他本事業が必要と定める条件を満たしたサポーターに限り請け負うことができ、サポーターはあらかじめこれに同意するものとします。

## 第 6 条 委託料金・ペナルティ

1. 本サービスの委託料金は労働条件契約通知書に定めるとおりとします。
2. 延長料金発生した場合は、ヒアリングシート兼業務報告書に記載することとします。

3. サービス請負の前日 18 時までのキャンセルについてはペナルティを課しません。
4. サービス請負の前日 18 時以降のキャンセルについてはキャンセル料として、ユーザーの予定利用金額 100% を本事業に支払うものとします。
5. サービス請負の前日 18 時以降のキャンセルを年間 2 回行った場合にはペナルティとして、本事業はサポーターを登録から削除するものとします。

#### 第 7 条 サポーターにおける秘密保持

1. サポーターは、本契約に関連してから開示を受けた本事業の技術上又は、営業上その他一切の業務上の情報及び、ユーザーなど第三者の個人情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に保管・管理するものとします。
2. サポーターは、本事業の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示、漏洩してはなりません。
3. サポーターは、秘密情報を本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製・改変が必要なときは、事前に本事業から書面による承諾を得なければなりません。
4. サポーターは、本事業から求められた場合には遅滞なく本事業の指示に従い、秘密情報、並びに秘密情報記載の書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

#### 第 8 条 情報の取扱い

1. 本事業は、本契約に関してサポーターから収集した個人情報を、別途本事業が定める個人情報保護ポリシーに従い、厳重に保管・管理するものとします。

#### 第 9 条 禁止事項

1. 本サービスのサポーターは、以下に定める行為を行うことを禁止します。
  1. 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
  2. 虚偽の情報を登録する行為
  3. 本事業、ユーザー、他のサポーターその他の第三者の著作権、肖像権、知的所有権、又は本事業に対する権利を侵害する行為
  4. 本事業、ユーザー、他のサポーターその他の第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
  5. 本事業、ユーザー、他のサポーターその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
  6. 本事業、ユーザー、他のサポーターその他の第三者を誹謗中傷する行為
  7. その他法令等に違反する行為、又はそのおそれのある行為
  8. 公序良俗に反する行為、又は反社会的活動に関する行為
  9. 他サービス及びサイトへの勧誘又は募集行為
  10. 本事業を通じて入手した情報を、複製、販売、その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
  11. 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
  12. 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は本事業設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為、その他本事業に損害を与える行為
  13. 他のサポーターやユーザーの情報の収集を目的とする行為
  14. 本事業又は他のサポーターその他の第三者に成りすます行為
  15. 他のサポーターの登録情報又はパスワードを利用する行為
  16. 面識のない異性との出会いを目的とした行為
  17. 本利用規約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
  18. 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  19. その他、本事業が不適切と判断する行為

#### 第 10 条 規約違反に対する措置

1. 本事業は、サポーターが以下各号に該当し又は該当するおそれがあると本事業が判断した場合には、本事業の裁量により、何らの通知も行うことなく、当該サポーターに対し、本サービスの依頼の一時停止、本契約の解除等の措置（以下「委託停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
  1. 本利用規約のいずれかの条項に違反した場合
  2. 本事業に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
  3. 反社会的勢力等であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているかと本事業が判断した場合
  4. 本サービスの運営、管理上必要であると本事業が判断した場合
  5. その他前各号に類する事由があると本事業が判断した場合
2. サポーターは、委託停止等の後も、本事業に対する本契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
3. 本事業は、本条に基づき本事業が行った行為によりに生じた損害について一切の責任を負わず、本契約の解除の措置を行った後も、当該サポーターが本事業に提供した情報を保有・利用することができるものとします。
4. 本事業は、サポーターが第 1 項各号に該当し又は該当するおそれがあると本事業が判断した場合、その他本事業が必要と認める場合には、サポーターに対し違反行為の中止等を求めることがあり、サポーターは本事業が定める期間内に当該求めに応じるものとします。
5. 本事業は、本条に基づき本事業が行った措置によりサポーターに生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

#### 第 11 条 直接契約の禁止

1. サポーターは、本契約の有効期間中及び終了後においても、本サービスを通じて紹介を受けたユーザー（実際にサービスを提供したか否かを問いません。）に対し直接、家事代行その他、本サービスと類似する内容の役務の提供を内容とする契約を申込み、若しくは承諾し又は締結し、あるいは紹介してはならないものとします。
2. サポーターが前項に違反した場合、本事業は前条に規定する委託停止等の措置をとることができるものとし、サポーターは違約金として 100 万円を本事業に支払うものとします。

## 第 12 条 サービスに関する知的財産権

1. 本サービスにおいて、本事業が作成・提供する情報（画像、動画、音声、音楽その他のサウンド、イメージ、テキスト、ソフトウェア、プログラムコードその他のデータを含みますが、これらに限られません。以下「コンテンツ」といいます。）に関する著作権等の一切の知的財産権は、本事業又は本事業にライセンスを許諾している者に帰属します。
2. 本事業は、本サイト及び本サービスを通じて本事業が提供する全てのコンテンツについて、サポーターに対し、自由に使用、収益、処分し得る所有権類似の権利を譲渡し、又は当該権利を認めるものではありません。
3. 本サービス上、商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、本事業はサポーターその他の第三者に対し、商標等を譲渡し又はその使用を許諾するものではありません。

## 第 13 条 連絡又は通知

1. 本事業は、サポーターへの連絡又は通知の必要がある場合には、サポーター専用 LINE、登録されたメールアドレス、電話番号又は住所へ、メール又は電話又は郵送により、連絡や通知を行います。
2. サポーターは、サポーター専用 LINE、メール、電話より、本事業への連絡を行うものとします。

## 第 14 条 反社会的勢力の排除等

1. サポーターは、次の各号のいずれかに該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを表明・保証し、確約するものとします。
  1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当する場合又は該当していた場合
  2. 自己又は第三者の利益を図る目的をもって反社会的勢力を不当に利用した場合
  3. 資金、便宜を提供するなど反社会的勢力に利益を供与した場合
  4. 反社会的勢力と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係がある場合
  5. 暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者、又はこの者と関わり若しくは繋がりのある者である場合
  6. 自ら又は第三者を利用して、本事業又はユーザーに対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
  7. 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し偽計又は威力を用いて、本事業又はユーザーの名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をした場合
  8. 前各号に準ずる場合及び前各号に準ずる行為をした場合
2. サポーターが、前項の表明保証ないし確約に違反した場合、本事業は事前に通知又は催告することなく、本契約を解除することができるものとします。
3. 本事業が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合において、当該解除によりサポーターに損害が生じたとしても、本事業は一切責任を負いません。また、本条の違反により本事業に損害が生じたときは、サポーターはその一切の損害を賠償しなければなりません。

## 第 15 条 本契約終了後の措置

1. サポーターが本サービスの登録を削除する日まで、本サービスを請負することができます。
2. サポーターは、いつでも本サービスの登録を削除することができます。
3. 誤って登録を削除した場合、その他理由の如何を問わず、サポーターが本サービスを利用する権利を失った場合、サポーターは登録情報その他の本サービスに蓄積した情報を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。
4. サポーターは、本サービスの登録を削除も、本事業及び第三者に対する本契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
5. 本事業は、サポーターが本サービスの登録を削除した後も、当該サポーターに関し本事業が取得した情報を保有・利用することができます。
6. 本サービスの登録の削除後、サポーターが再度本サービスの利用を希望する場合には、あらかじめサポーターは登録を行う必要があります。サポーターは、再登録の際に前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。

## 第 16 条 サイトの変更・中断・終了

1. 本事業は、サポーターに事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
2. 本事業は、事前に、本サービス上又は本事業サイト上への掲示その他本事業が適当と判断する方法でサポーターに通知することにより、本事業の裁量で、本サービス事業を終了することができるものとします。ただし、緊急の場合はサポーターへの通知を行わない場合があります。
3. 本事業は、システム障害及び保守、サポーターのセキュリティを確保する必要が生じた場合、電気通信事業者の役務が提供されない場合、停電や火災などの天変地異、法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合、その他技術上・運営上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場合、サポーターへの事前通知を行わず、本サービス事業の中断を行う場合があります。
4. 本事業は、本条に基づき本事業が行った措置に基づきサポーターに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 17 条 保証の否認及び免責

1. 本事業は、本サービス及び本サイトを通じて本事業が提供するコンテンツその他一切の情報につき、サポーターの特定の目的への適合性、商品的価値、正確性、有用性、完全性、適法性、サポーターに適用のある団体の内部規則等への適合性を有すること、及びセキュリティ上の欠陥、エラー、バグ又は不具合が存しないこと、並びに第三者の権利を侵害しないことについて、如何なる保証も行いません。
2. 本事業は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの請負に供する情報端末の OS のバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、サポーターはあらかじめ了承するものとし、当該不具合によりサポーターに何らかの損害が生じた場合であっても、本事業は一切の責任を負いません（ただし、第 18 条第 2 項第 3 項ただし書きに規定する場合には同規定の定めるところに従うものとします）。本事業は、かかる不具合が生じた場合に本事業が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

3. 本事業は、ユーザーとその他の第三者との間で行われる連絡その他一切の交渉につき関与しません。万一、ユーザー・第三者間で紛争や問題が生じた場合、サポーターは、直ちにその旨を本事業に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、本事業はこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとしします。

#### 第 18 条 損害賠償

1. サポーターによる本利用規約違反行為その他本サービスの請負に関連して、本事業に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、本事業が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、サポーターは、本事業に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び本事業において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. サポーターの登録、登録拒否、サポーターによる本サービスの請負並びにサービス請負の終了又は中断によってサポーターに生じる一切の損害に関して、本事業は責任を負わないものとしします。
3. ユーザーの故意または過失によって、本サービス実施時間内にサポーターに損害が生じた場合、本事業が当該損害を賠償するものとしします。ただし、損害に対する賠償額については、本事業が本サービスの提供にあたり適当と判断し、手当てする賠償責任保険に基づいて保険会社から受け取った保険金額を限度として賠償するものとしします。

#### 第 19 条 権利義務の譲渡禁止

サポーターは、本事業の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づくサポーターの権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。

#### 第 20 条 事業譲渡等の場合の取扱い

本事業が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は合併若しくは会社分割等により本サービスに係る事業を承継させたときは、本事業は当該譲渡等に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他のサポーター情報を当該譲渡等の譲受人等に承継させることができるものとしします。サポーターは、かかる譲渡等につき本条において予めこれに同意したものとしみなします。

#### 第 21 条 分離可能性

1. 本利用規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本利用規約の他の部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとしします。本事業及びサポーターは、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本利用規約に拘束されることに同意するものとしします。
2. 本利用規約のいずれかの条項又はその一部が、あるサポーターとの関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他のサポーターとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとしします。

#### 第 22 条 準拠法・裁判管轄等

本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとし本利用規約に関連して訴訟等の必要が生じた場合には、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本事業 サポーターハウス  
電話番号：050-3704-4465  
E-mail：[moritomi@llc-link.net](mailto:moritomi@llc-link.net)  
運営元：[合同会社 リアソ](#)